

# 令和2年度 第11回吉川区地域協議会次第

日時：令和3年2月25日（木）午後6時30分  
場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 報告事項

- (1) 会長報告
- (2) 委員報告
- (3) 事務局報告

## 4 協議事項

- (1) 令和3年度地域活動支援事業について
- (2) 自主的審議事項について
  - ・公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について
- (3) 分科会の検討報告等について
- (4) その他

## 5 総合事務所からの諸連絡について

## 6 そ の 他

- ・次回地域協議会の日程調整

3月18日（木）18:30から

吉川コミュニティプラザ

## 7 閉 会



上高第 4151 号  
令和3年2月15日

吉川区地域協議会  
会長 山岸 晃一 様

上越市長 村山 秀 幸  
(福祉部高齢者支援課)



福寿荘の廃止について (通知)

令和3年1月21日付けで答申のあった諮問第77号：福寿荘の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり福寿荘を廃止することとし、令和3年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。

高齢者の趣味活動は、譲渡先の社会福祉法人上越市社会福祉協議会により継続されますが、趣味活動は近隣の公の施設においても活動できる状況にあり、廃止後は障害福祉サービス事業所として障害のある人への支援の場となることから、その事業に支障をきたさない範囲での協力を同法人に依頼します。

※この内容については、令和3年度予算の成立を前提としたものです。  
また、今後変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

第11回吉川区地域協議会  
令和3年2月25日  
資料No.1

## [上越市地域活動支援事業 令和3年度実施概要案]

吉川区版

★市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。

# 私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

★地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。

★また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

★私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

★令和3年度について、次のとおり実施する予定です。(確定したものではありません)



### ■募集期間

令和3年4月1日(木)から

4月21日(水)まで(必着)

### ■実施方法

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体(政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。)

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

## ■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

### 《ポイント！》

- ・ 事業を行うために必要な経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
  - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
  - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和3年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、吉川区総合事務所に実績報告書を提出してください。

## ■補助金額

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 吉川区の募集にかかる補助率や補助金額の上限・下限などの条件については、吉川区総合事務所にお問い合わせください。

### 《吉川区の予算（配分額）560万円》

### 《ポイント！》

- ・ 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

## ■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）とあわせ、吉川区総合事務所に持参してください。
- ・ 応募に必要な書類の作成について支援しますので、まずは総合事務所に気軽にご相談ください。

### 《ポイント！》

- ・ 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、提案を予定している総合事務所、まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書を提出していただく必要があります。）
- ・ 応募に必要な様式及びQ&Aは、総合事務所やまちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

## ■提案事業の審査と決定

- ・ 地域自治区ごとに、地域協議会が審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）などの方法で行う予定です。
- ・ 審査は次の視点を踏まえて行います。

### (1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- ・ 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を地域協議会が明らかにするものです。

# 吉川区の地域活動支援事業における採択方針は次のとおりとします。

## 令和3年度地域活動支援事業 吉川区の採択方針

吉川区地域協議会

吉川区における豊かな地域資源を生かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら主体的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の採択方針を定める。

### 1 採択する事業の分野等

(1) 吉川区では、下記に掲げる提案事業を採択する。

- ◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みであって、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業
- ◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業
- ◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業
- ◆地域づくりを担う人材育成に資する事業

(2) 国、県、市、その他の団体が設置した他の補助制度の要件に合致する事業は採択しない。但し、地域協議会が必要と認めた場合は採択することができる。

(3) 同一団体による同様の事業は、10年間に3年を限度とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、これを超えて採択することができる。

(4) 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした事業は採択しない。但し、活動を行うために必要不可欠と地域協議会が認めたものは、採択することができる。

### 2 補助額の上限

補助額の上限は70万円とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、この限りでない。

### 3 補助率

補助率は、原則として補助対象経費の100%とする。

### 4 採択審査

(1) 提案の詳細を把握するため、審査前に提案者によるプレゼンテーションを行う。

(2) 必要に応じて、審査前に全委員による現地視察を行う。

(3) 審査は全委員による採点を行い、順位を決定する。

(4) 全委員による採点で得られた平均点が25点満点中の13点に満たない事業は、不採択とする。

(5) 全委員による採点の平均点が高いものから順に区の配分額（以下「配分額」という。）までの範囲で採択する。累計提案額が配分額を超える時は、配分額の残額を限度として採択できるものとする。その際、辞退の申し出があれば、次の順位を得た事業を繰り上げて採択することができる。

### 5 提案団体の代表者である委員の取扱い

提案団体の代表者である委員は、採点に加わることができない。但し、協議に参加することを除外するものではない。

### 6 追加募集の実施

採択した事業の提案額の総額が配分額に満たない場合は、必要により追加募集を行う。

## (2) 基本審査・共通審査

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は、次の審査項目と視点により審査を行うものです。

### 《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li> <li>・ 全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li> <li>・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>・ 緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>・ ほかに方法で代替できないものであるか。</li> <li>・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li> </ul>
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li> <li>・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・ 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。</li> <li>・ 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。</li> </ul>

### 《ポイント！》

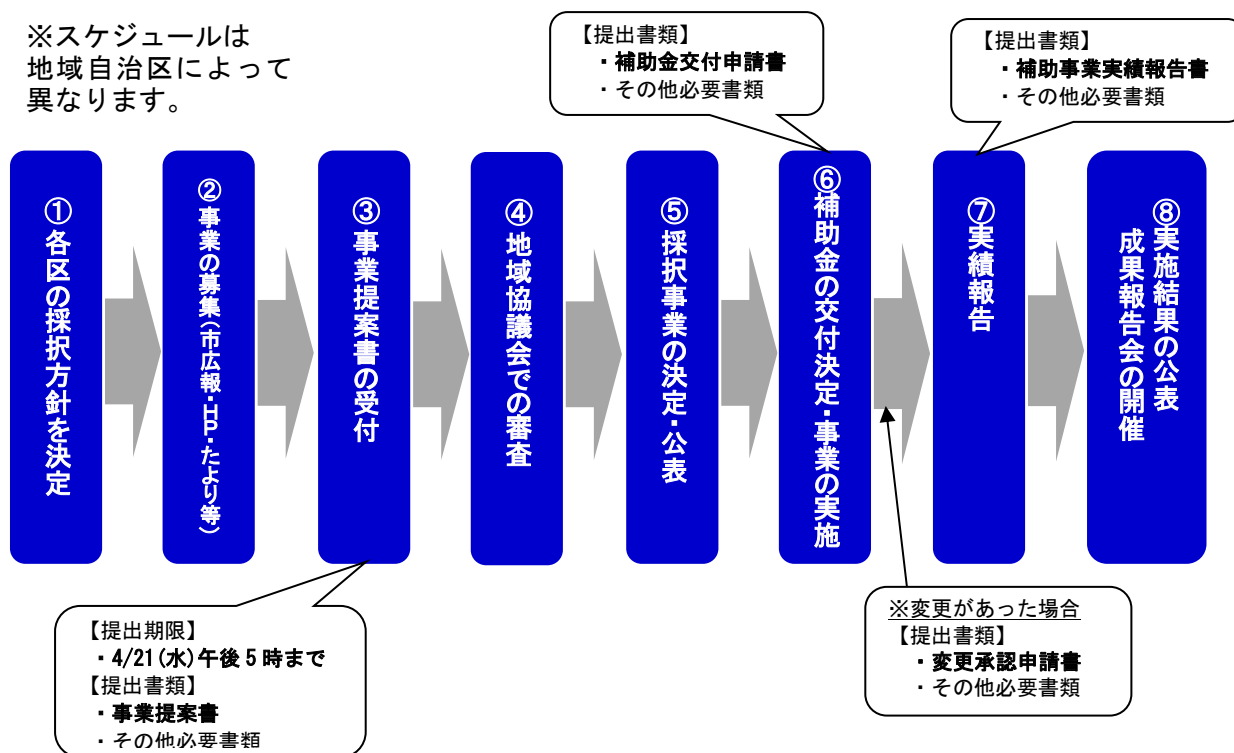
- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。吉川区における審査に当たっての基本的な考え方は、吉川区総合事務所にご確認ください。

### ■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成等での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

### ■フロー図（事業実施の流れ）

※スケジュールは  
地域自治区によって  
異なります。



吉川区へのご応募をお考えの方は、まずはお気軽に  
吉川区総合事務所にご相談ください！！



## 上越市

### 吉川区への応募に関する問い合わせ

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ  
〒949-3494 上越市吉川区下町 1126 番地  
電話：025-548-2311 F A X：025-548-3011

### 事業全体に関する問い合わせ

自治・市民環境部 自治・地域振興課（電話 025-526-5111 内線 1429、1584）

令和 3 年度 地域活動支援事業に係る審査等のスケジュール(案)

月日	時間	審査協議事項等
3月4日(木) ～ 3月31日(水)	8:30 ～ 17:00	事前相談 ※平日のみ ・地域活動支援事業の申請に伴う書類の記入方法や、添付書類等についての事前相談
4月1日(木)	8:30	提案受付開始(～4月21日まで) ※平日のみ
4月21日(水)	17:00	提案受付終了 【事務局】 ・吉川区地域協議会へ審査依頼、提案書等を委員へ配布 ・委員への質問提出依頼(4/26正午締切)
4月22日(木)		【事務局】 ・提案内容について、担当課(関係課)への所見依頼、所見回答期限5/7
4月27日(火)	18:30	○令和3年度第1回吉川区地域協議会(公開) 地域活動支援事業について ・提案事業の確認及び質問、確認事項に関する協議 ・プレゼンテーション、勉強会の日程等について確認 ・現地視察実施事業について協議 【事務局】決定後、事業提案者に対して ・質問事項への回答依頼(4/28発送、回答締切5/10、5/14に委員宛に回答一覧を発送予定) ・プレゼンテーションの実施通知 ・現地視察の実施通知
5月22日(土)	午前中 13:00	・現地視察(必要に応じて実施) ○令和3年度第2回吉川区地域協議会(公開) ・プレゼンテーションの実施 ・質問事項に関する確認 ○勉強会(非公開) ○審査・採点(公開)(上記勉強会で懸案事項等がない場合)
5月27日(木)	18:30	○令和3年度第3回吉川区地域協議会(公開) ・採択結果・補助額の決定

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					



## 生涯学習センター・公民館分館の現状について

### 1 施設の概要

☆生涯学習センター 2施設 ◎公民館分館 7施設				
名称 (校舎棟または体育館など)	構造	建築 年度	耐用 年限	施設の利用状況
☆源地域生涯学習センター ・校舎棟 1,184 m <sup>2</sup> ・体育館 805 m <sup>2</sup>	鉄骨2階 鉄骨平屋	H1 H5	R5 R8	地域行事会場 上越リトルシニア(外部利用) 【指定避難所】
☆吉川旭地域生涯学習センター ・体育館 676 m <sup>2</sup>	鉄骨平屋	S57	H29	剣道、ゲートボール 地域行事会場 【指定避難所】
◎東田中分館 ・体育館 319 m <sup>2</sup>	木造平屋	S30	S53	地域自治拠点
◎泉谷分館 ・体育館 370 m <sup>2</sup>	RC平屋	S47	H18	地域自治拠点
◎勝穂分館 ・体育館 298 m <sup>2</sup>	木造平屋	S33	S56	屋内ゲートボール場
◎竹直分館 ・体育館 329 m <sup>2</sup>	鉄骨平屋	S48	H20	地域行事会場
◎源分館 ・集会施設 331.24 m <sup>2</sup>	木造2階	S62	H21	地域自治拠点
◎川谷分館 ・体育館 323 m <sup>2</sup>	鉄骨平屋	S51	H22	地域自治拠点
◎旭分館 ・集会施設 337.86 m <sup>2</sup>	木造2階	H10	R4	地域自治拠点

※ 面積は延べ床面積

### 2 現状

- 各施設は、生涯学習や公民館としての使用(機能)の領域を超えて、地域の自治活動等に利用されており、市やスポーツ団体以外の主な利用者は概ねコミュニティ圏内の住民に限られている。
- 施設は耐用年限が到来するなど、老朽化や劣化が進行している。

### ○施設管理運営経費の概況

(単位：千円)

名称	鍵管理料	消耗品費	燃料費	光熱水費	電話料	手数料	委託料	賃借料	合計	使用料収入
源生涯	34	-	-	326	-	-	158	147	665	-
旭生涯	39	2	-	247	-	-	120	46	454	8
東田中	32	-	-	54	-	-	11	17	114	-
泉谷	33	-	-	30	-	-	11	17	91	-
勝穂	35	-	18	59	-	-	68	-	180	18
竹直	30	-	-	46	-	-	81	17	174	-
源分館	33	-	21	146	31	9	109	5	354	9
川谷	31	-	4	182	-	-	76	-	293	-
旭分館	33	-	17	88	-	-	59	21	218	4



※ R1 実績(修繕費を含まず)

○施設利用者の推移

名称		H26	H27	H28	H29	H30	R1
源生涯	件数	5	2	3	2	51	32
	人数	60	21	148	222	1,583	1,007
旭生涯	件数	87	58	102	62	87	76
	人数	2,214	1,260	2,299	1,595	1,306	1,060
東田中	件数	31	19	21	16	17	17
	人数	525	508	545	370	270	278
泉谷	件数	28	22	25	20	25	24
	人数	478	371	434	296	257	292
勝穂	件数	52	48	52	52	60	38
	人数	639	627	639	638	690	531
竹直	件数	1	4	4	2	2	1
	人数	150	224	135	120	105	60
源分館	件数	38	44	33	28	23	23
	人数	425	444	358	378	333	352
川谷	件数	15	17	14	17	12	12
	人数	369	566	503	690	360	343
旭分館	件数	68	53	51	49	35	22
	人数	629	629	684	969	477	401

※市主催事業(選挙、説明会等)を除く

3 課題

- ・地域に根ざした活動の場がなくならないようにする必要がある。
- ・施設の規模が大きく地域の活動団体等に建物を譲渡する場合は負担が大きい。
- ・施設の耐用年限の経過や老朽化が進む現状から、長寿命化対策は困難な状況にある。
- ・一部を除き、閉校した小学校を活用した施設であり、それぞれの建物の現状を踏まえて、施設管理運営の改善に努める必要がある。

公の施設の適正配置計画における各施設の方向性

【現状維持】

施設名	施設カテゴリー		現状維持	今後の方向性	完了 年度	計画期間中のスケジュール										備考
				説明		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
国民健康保険吉川診療所	15	医療機関	現状維持		-	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
吉川体育館	16	体育館	現状維持		-	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
吉川スカイトピア遊ランド	26	交流宿泊施設	現状維持		-	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
道の駅よしかわ杜氏の郷	27	観光施設	現状維持		-	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
吉川地区公民館 (吉川多目的集会場)	47 (50)	公民館 (貸館・交流施設)	現状維持		-	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
吉川地区公民館川谷分館	47	公民館	現状維持		-	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
吉川コミュニティプラザ	49	コミュニティプラザ	現状維持		-	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

【再配置】

施設名	施設カテゴリー		用途変更	今後の方向性	完了 年度	計画期間中のスケジュール										備考
				説明		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
吉川保健センター	14	保健センター	用途変更	保健センターの機能は、コミュニティプラザなどの貸館施設で実施することとし、用途変更する。	R4	継続	用途変更									
吉川野球場	17	野球場	計画後期に再配置	利用者が減少傾向にあり、近隣に同様の施設があることから、計画後期に再配置する。	計画後期	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	計画後期に再配置					
吉川テニスコート	19	テニスコート	計画後期に再配置	利用者が減少傾向にあり、近隣に同様の施設があることから、計画後期に再配置する。	計画後期	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	計画後期に再配置					
吉川緑地等利用施設	32	観光・レク施設 (その他)	廃止	遊具の老朽化が進み、修繕が必要となっており、維持管理経費と利用実態を踏まえ、廃止する。なお、パノラマハウス等のパラグライダー関連施設については、引き続き活用する。	R3	廃止										

【再配置】

施設名	施設カテゴリー		今後の方向性		完了 年度	計画期間中のスケジュール										備考	
			説明			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
源地域生涯学習センター	46	生涯学習センター	貸付又は譲渡	特定の地域住民に利用が限られることから、地域団体へ貸付又は譲渡する。	R6	継続	⇒	⇒	貸付又は譲渡								
吉川旭地域生涯学習センター	46	生涯学習センター	貸付又は譲渡	特定の地域住民に利用が限られることから、地域団体へ貸付又は譲渡する。	R7	継続	⇒	⇒	⇒	貸付又は譲渡							
吉川地区公民館東田中分館	47	公民館	貸付又は譲渡	特定の地域住民に利用が限られることから、地域団体へ貸付又は譲渡する。	R5	継続	⇒	貸付又は譲渡									
吉川地区公民館泉谷分館	47	公民館	貸付又は譲渡	特定の地域住民に利用が限られることから、地域団体へ貸付又は譲渡する。	R6	継続	⇒	⇒	貸付又は譲渡								
吉川地区公民館勝穂分館	47	公民館	貸付又は譲渡	特定の地域住民に利用が限られることから、地域団体へ貸付又は譲渡する。	R5	継続	⇒	貸付又は譲渡									
吉川地区公民館竹直分館	47	公民館	貸付又は譲渡	特定の地域住民に利用が限られることから、地域団体へ貸付又は譲渡する。	R6	継続	⇒	⇒	貸付又は譲渡								
吉川地区公民館源分館	47	公民館	貸付又は譲渡	特定の地域住民に利用が限られることから、地域団体へ貸付又は譲渡する。	R6	継続	⇒	⇒	貸付又は譲渡								
吉川地区公民館旭分館 (吉川区旭地区農業拠点センター)	47 (48)	公民館 (地区集会施設)	貸付又は譲渡	特定の地域住民に利用が限られることから、地域団体へ貸付又は譲渡する。	R7	継続	⇒	⇒	⇒	貸付又は譲渡							

【引き続き検討】

施設名	施設カテゴリー		今後の方向性		完了 年度	計画期間中のスケジュール										備考	
			説明			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
吉川ゆったりの郷	24	日帰り温浴施設	保留														

上越市における公民館分館の適正配置に係る取組前後の施設の位置付け

項目	公民館分館	旧公民館分館（分館廃止後）
公有財産 区分	施設は行政財産（教育財産） ・行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産 (地方自治法 第 238 条 4 項)	施設は普通財産 ・普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産 (地方自治法 第 238 条 4 項)
法令上の 位置付け	公民館の運営上、必要な場合に設置することができるもの ・公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。 (社会教育法第 21 条 3 項) ※ この場合の分館とは、分館施設だけではなく事業の実施単位も指す。 ※ 施設そのものについては学校の余裕教室や民間施設などを活用しても可 (文部科学省：公民館の設置及び運営に関する基準)	なし（普通財産）
所管課	社会教育課	社会教育課 ・ただし施設を利用しなくなったことにより施設を除却・整地した場合は用地管財課へ移管
施設の利用 制限	法令・条例等で定める公民館としての位置付けの範囲内 (社会教育法・上越市公民館条例等)	特に規定なし ・貸付けの場合は、借主と市で取り決めた内容に基づく
施設使用料	条例に定めるとおり	借主と市で取り決めた内容に基づく ・土地、建物の使用料+その他必要な経費
管理運営費	市が予算に計上する。	市が必要に応じて予算を計上する。 ・ただし貸付けの場合は借主と市で取り決めた内容に基づき、各々が応分の予算を計上する。
公民館事業 の区分と 概要	分館事業（分館を設けている地域） ・地域における課題やニーズに対応した学びを実施する事業 (上越市の社会教育の方針(公民館事業)) ・地域から選出された公民館運営委員及び公民館主事による地域のニーズを踏まえ、地域が自主的に実施する事業を支援	地域公民館事業(分館を設けていない地域) ・同左

# 運営

公民館は、社会教育法に基づき、市町村の社会教育行政の一部に位置づけられています。2003(平成15)年以降、地方自治体法の一部改正により指定管理者制度が生まれ、公民館の管理・運営にも導入されています。

## 運営の原則

- ・ 地域性  
公民館は、行政が地域住民のニーズを把握し、地域が抱える様々な教育課題への対応などについて、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点です。
- ・ 教育専門性  
すべての活動に、社会教育的な観点に基づいた専門的な配慮がなされています。
- ・ 公共性  
公民館は、年齢、性別、職業等を問わず、全ての人に開かれた場所として運営されています。

## 運営の特徴

- ・ 公民館運営審議会の設置  
館長の諮問に応じて、公民館における各種の事業の企画実施について調査審議する機関として、地域住民や保護者、教師などの学校教育や社会教育の関係者、学識経験者等をメンバーとする公民館運営審議会を設置することができます。
- ・ 運営に関する評価の実施  
公民館は、当該公民館の運営について評価を行い、その結果に基づき、公民館の運営の改善を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。
- ・ 運営に関する情報の提供  
公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならないとされています。

## 予算

公民館の活動は、市町村の予算でまかなわれることが原則ですが、場合によっては、参加者から少額の負担(必要経費など)を徴収することもあります。

## 施設

公民館の建物の維持管理は市町村の責任のもとに行わなければならない。

## 公民館の設置・運営のための基準

公民館の健全な発展のために、公民館の設置運営上必要な基準が、文部科学省によって定められています。現在の基準(2003平成15)年告示)には、以下の事項が掲げられています。

- ・ 対象区域
- ・ 地域の学習拠点としての機能の発揮
- ・ 地域の家庭教育支援の拠点としての機能の発揮
- ・ 奉仕活動・体験活動の推進
- ・ 学校、家庭および地域社会との連携
- ・ 地域の実情を踏まえた運営
- ・ 職員
- ・ 施設および設備
- ・ 事業の自己評価とその公開